

令和8年度社会福祉推進事業 個別課題について

番号	課題名	概要	上限額(千円)
21	社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進等に関する調査研究事業	<p>社会福祉法人が、地域の福祉ニーズに対応した公益的な取組を、より効果的・効率的に実施できるよう、全国の好事例を収集するとともに、実施に至るまでのプロセスを明らかにする等により、法人が「地域における公益的な取組」を円滑に実施できるような環境整備を図り、もって適切な法人運営に資することを目的とする</p> <p>(実施すべき事業内容)</p> <p>地域における公益的な取組を実施している社会福祉法人や所轄庁に対して、下記についてのアンケートやヒアリング等により調査を行い、報告書としてまとめること。なお、社会福祉法人が、実施を検討する際の参考資料として活用できるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな地域ニーズの把握方法や法人内の体制整備、複数の法人・他機関との協働など公益的な取組を実施するまでの課題や検討、具体的な動きについて、地域ニーズを的確に取組に反映させるプロセスの例を提示するなどにより、簡易的にガイドするような内容とすること。また、法人規模や介護・障害・保育の種別、地域性、取組の特徴に着目するなど、未実施の法人等にとってイメージしやすい構成とすること。 ・地域における公益的な取組の実施により、法人に与える影響や効果等についても把握・分析を行い、法人が検討する際に検討材料となりうる情報。 ・周知・広報する際の工夫など地域住民に対する取組の情報発信に関する有効な方策等 	9,000
24	新たな第二種社会福祉事業の試行実施における課題検討、普及啓発に関する調査研究	<p>単身高齢世帯の増加等の背景を踏まえ、社会保障審議会福祉部会報告書(令和7年12月18日)において、社会福祉法に規定されている福祉サービス利用援助事業を拡充・発展させ、「日常生活支援」に加え「円滑な入院等の手続支援」または「死後事務の支援」を行う事業を第二種社会福祉事業として位置づける社会福祉法の改正案が国会に提出されている。</p> <p>法案が成立した場合には、今後、この新たな第二種社会福祉事業の円滑な施行に向けて、各地域の好事例の普及を図るとともに、市町村と社会福祉協議会の関係づくりも含め課題の整理を行い、対応方策の検討を行う必要があり、本事業において研究事業として効果的な取り組みを企画し実施する。</p> <p>※ 例えば、厚生労働省の補助事業である試行事業等の実施団体の実施状況の把握・フォローアップを行いながら、事例報告会を開催するなど。</p> <p>(事業実施に当たって留意すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施に当たっては、学識者や現場の実践者等の参画により委員会形式等の方法により検討を行うこと。 ・事例報告会の開催に当たり、全国の自治体や社会福祉協議会がオンラインで参加可能な開催方法や、開催後の動画配信等にも対応できること。 ・事例報告会への参加は、市町村と社協が一緒に参加することを推奨すること。 	7,500
25	社会福祉法人における事業継続に必要な建設費と大規模修繕費に関する調査研究事業	<p>社会福祉法に基づき、社会福祉法人は毎会計年度、社会福祉充実残額を算定しなければならないこととされており、その際、事業継続に必要な建設費や大規模修繕費を控除した上で算定することとされている。現在算定に用いられている算定式や基準等が、社会福祉法人の公益性の確保や経営の安定性に資するものとなっているか検証を行い、必要な対応について研究することを目的とする。</p> <p>(実施すべき事業内容)</p> <p>公開されている全国の社会福祉法人現況報告書データ(厚生労働省から提供)、及び社会福祉法人へのヒアリング等を通じた以下の調査・研究を行う。</p> <p>また、建築や会計などの有識者等で構成される検討委員会を組織し、適切な算定方法等について検討を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設の建替、大規模修繕時における費用について自己資金や補助金額、借入金額の現状と課題の有無、分析 ・将来の建替費用など、事業継続に必要な費用を算定するための現行の算定式や基準等の課題の有無、検証 ・全国の社会福祉法人が統一した算定方法を用いるための留意点等の整理 等 	10,000

※「その他個別課題に関連すると認められる先駆的・試行的調査研究事業」は公募しない。